

労災保険制度における積立金について

1 労災年金の概要

労災保険には、労災事故に遭われた方やそのご遺族に対して、年金を支給する制度があります。平成28年度には、約21.9万人の受給者の方々に、総額約4,100億円、1人当たり平均で年額約190万円の年金を支給しました。労災保険では、将来にわたって確実に年金を支給するため、事業主の方々に納めていただく保険料から必要額を積み立て、年金の原資として保有しています。

2 労災保険の積立金の考え方

- (1) 労災保険の年金は、労働災害により障害が残った方、亡くなった方のご遺族等の生活を支えるため、将来にわたって年金を確実に支給する必要があり、その費用は、積立金で賄っています。
- (2) 労働災害に伴う補償の責任は、事故が発生した時代の事業主集団が負うべきであるという考え方から、新規に発生した年金受給者に対して将来にわたって年金を給付するために必要な額を、保険料として徴収し、これを積立金として積み立てています。
- (3) 積立金は財政融資資金に預託し、その利子収入も年金給付の財源に充てることを前提として財政設計しています。
- (4) 業種別の労災保険率については、年金の支給実績と(2)(3)の考え方に基づき、財政均衡を保つことができるように設定しており、原則として3年ごとに改定しています。
- (5) 年金を支給するために積立金を保有することには、次の利点があります。
 - ・ 過去の災害に起因する年金給付を、他の業種や、他の算定期間(3年間)の保険率にしわ寄せせずに済むことにより、保険料負担の公平が図られます。
 - ・ 事業主の災害防止活動等により労働災害が減ると、減った分に応じて保険料負担の減少につながります。

3 責任準備金の算定方法

責任準備金(将来にわたって年金を支給するために必要な積立金)の額は、次のように算定します※1。

- (1) 年度末の年金受給者数と残存表※2を基に、次年度以降の各年度について年金受給者数を推計※3
- (2) 1人当たりの年間の平均年金支給額に賃金上昇率を掛けることにより、次年度以降の各年度について1人当たりの平均年金支給額を推計
賃金上昇率:年1%と仮定
- (3) (1)の人数と(2)の金額を掛けることにより、次年度以降の各年度について年金支給額を算定
- (4) (3)で算定した各年度の支給額を運用利回りで割り引いて合計
運用利回り:年1.5%と仮定
- (5) 七つの区分※4ごとに(1)~(4)の計算を行い、合計した金額に、現在の傷病(補償)・障害(補償)年金受給者が将来死亡し、遺族(補償)年金に移行した場合の遺族(補償)年金分を足し上げたものが、「責任準備金」

※1 詳しくは、「労災保険における責任準備金の算定方法」をご参照ください。

※2 年金の受給を開始した人々が、経過年数ごとにどのように推移するかをモデル化した表

※3 詳しくは、「残存表の見方と年金受給者数の将来推計」をご参照ください。

※4 [1]傷病(補償)年金・じん肺 [2]傷病(補償)年金・せき損 [3]傷病(補償)年金・その他 [4]障害(補償)年金(1~3級)
[5]障害(補償)年金(4~7級) [6]遺族(補償)年金 [7]特別遺族年金

この方法で平成28年度末における責任準備金を算定すると、7兆6,542億円になります。